

●いんふおめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◇増加する体罰の全面禁止法
～「子どもに対する暴力」国連研究の完成でさらに弾みがつく可能性～
平野 裕二 (代表委員) 1
- ◇シリーズ「児童福祉改革とは何か～子どもの福祉現場から」
NPO こども福祉研究所
フォーラム・子どもの権利研究2007
「子どもの安心・安全と救済制度を考える」
二見 妙子 (特定非営利活動法人こども福祉研究所研究員) 7
- ◇第6回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成対象団体紹介⑩
社会的な支援が必要な若者の自立支援を考える
－「カリヨンとびらの家」の活動を例にして
細野 直人 (カリヨンとびらの家、こども福祉研究所) 16
- ★DOCUMENT (No.85) 子どもの人権と教育関係の報道と記録から 23

◆活動の基調◆

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐり状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

増加する体罰の全面禁止法 ～「子どもに対する暴力」 国連研究の完成でさらに弾みがつく可能性～

平野裕二（代表委員）

「子どもに対する暴力」に関する

国連事務総長研究

国連・子どもの権利委員会の勧告（2000年・2001年）を受けて進められてきた「子どもに対する暴力」に関する国連事務総長研究が完結し、2006年10月、研究担当者のパウロ・セルジオ・ピネイロ氏（ブラジル）によって国連総会でのプレゼンテーションが行なわれた。

ピネイロ氏は、最終報告書（A/61/150）で、「子どもに対する暴力はいかなるものも正当化できない。子どもがおとなよりも低い保護を受けることはあってはならない」と強調し（パラ93）、子どもに対するあらゆる形態の暴力に終止符を打つための詳細な勧告を行なっている（勧告の日本語訳は筆者のウェブサイト<http://homepage2.nifty.com/childrights/>参照）。「家庭・家族」「学校その他の教育の場」「ケア制度および司法制度」「労働現場」「コミュニティ」の各場面ごとの勧告（パラ110～114）のほか、これらのいずれの場面にも共通する全般的勧告（パラ96～109）として掲げられているのは次の12項目である。

- (a) 国・地域レベルのコミットメントおよび行動を強化すること
- (b) 子どもに対するあらゆる暴力を禁止すること
- (c) 防止を優先すること
- (d) 非暴力的な価値観および意識啓発を促進すること
- (e) 子どもとともに／子どものために働くす

べての者の能力を増進すること

- (f) 回復および社会的再統合のためのサービスを提供すること
- (g) 子どもの参加を確保すること
- (h) アクセスしやすく、子どもにやさしい通報制度およびサービスを創設すること
- (i) 説明責任を確保するとともに、責任を問われない状態に終止符を打つこと
- (j) 子どもに対する暴力のジェンダーに関わる側面に対応すること
- (k) 国レベルの体系的なデータ収集および調査研究を進展させ、実施すること
- (l) 国際的コミットメントを強化すること

このうち(b)では、従来からの国連・子どもの権利委員会の見解も踏まえ、家庭における体罰を含むあらゆる体罰の全面的禁止があらためて強調された。その内容は次のとおりである（ここで言及されている子どもの権利委員会の一般的意見8号については本誌103号参照）。

「私は、拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰を禁止する条約および子どもの権利に関する条約を含む国際条約で求められているとおり、あらゆる場におけるあらゆる形態の子どもに対する暴力を禁止するよう、各国に促す。これには、あらゆる体罰に加え、早期婚・強制婚、女性性器切除および名誉殺人などの有害な伝統的慣行、性暴力、ならびに、拷問その他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは処罰が含まれる。私

は、『体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰から保護される子どもの権利……』に関する子どもの権利委員会の一般的意見8号(2006年)に注意するよう促すものである」(パラ98)

ここで促されている「あらゆる場におけるあらゆる形態の子どもに対する暴力」の全面的禁止は、2009年までに達成することが求められた(パラ116)。また、この点を含む諸勧告の実施状況について、国連・子どもの権利委員会に提出する定期報告書で報告することも促されている(同)。

各国の体罰禁止法の動向

家庭における、親によるものも含むあらゆる体罰を禁止した国は、いまのところそれほど多くはない。2007年3月現在、このような法的対応をとった国は次の17国である(制定年順)。なお、ほとんどの国では、体罰のみならず精神的暴力や屈辱的な取扱いも同様に禁じられている。

- －1979年： スウェーデン
- －1980年代： フィンランド(1983年)
ノルウェー(1987年)
オーストリア(1989年)
- －1990年代： キプロス(1994年)
デンマーク(1997年)
クロアチア(1998年)
ラトビア(同)
- －2000年代： ドイツ(2000年)
ブルガリア(同)
イスラエル(同)
アイスランド(2003年)
ルーマニア(2004年)
ウクライナ(同)
ハンガリー(2005年)
ギリシア(2006年)
オランダ(2007年)

もっとも多いパターンは、家族法・民法な

ど親子関係を規律する法律に体罰等の禁止規定を設ける方法である。これには次のような例がある。なお、条文の日本語訳にあたってはSusan H. Bitensky, *Corporal Punishment of Children: A Human Rights Violation*, Transnational Publishers, New York, 2006を主として参考にし、同書に掲載されていない国については国際NGO「子どものあらゆる体罰を終わらせるためのグローバル・イニシアチブ」のウェブサイト(Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children; <http://www.endcorporalpunishment.org/>)を参照した。

*スウェーデン(1979年)：子どもと親法6章1条
「子どもはケア、安全および良質な養育に対する権利を有する。子どもは、その人格および個性を尊重して扱われ、体罰または他のいかなる屈辱的な扱いも受けない」(1983年改正後の規定)

*フィンランド(1983年)：子どもの監護およびアクセス権法1章1条3項
「子どもは理解、安全および優しさのもとで育てられる。子どもは抑圧、体罰またはその他の辱めの対象とされない。独立、責任およびおとなとしての生活に向けた子どもの成長が支援されかつ奨励される」

*ノルウェー(1987年)：親子法30条3項
「子どもは、身体的暴力、またはその身体的もしくは精神的健康を害する可能性がある取扱いの対象とされない」

*オーストリア(1989年)：民法146条(a)
「未成年の子は親の命令に従わなければならない。親は、命令およびその実施において、子供の年齢、発達および人格を考慮しなければならな

い。有形力を用いることおよび身体的または精神的危害を加えることは許されない」

***デンマーク (1997年) : 親の監護権／権限ならびに面接交渉権法改正法1条**

「子どもはケアおよび安全に対する権利を有する。子どもは、その人格を尊重して扱われ、かつ、体罰または他のいかなる侮辱的な扱いも受けない」

***クロアチア (1998年) : 家族法88条 (旧87条、2003年に条文番号変更)**

「親その他の家族構成員は、子どもを、品位を傷つける取扱い、精神的または身体的処罰および虐待の対象としてはならない」

***ドイツ (2000年) : 養育における有形力追放法 (民法) 1631条2項**

「子どもは、有形力の行使を受けずに養育される権利を有する。体罰、心理的被害の生起その他の品位を傷つける措置は禁じられる」

***オランダ (2007年) : 民法1:247条**

「1. 親の権限には、未成年の子をケアしおよび養育する親の義務および権利が含まれる。

2. 子のケアおよび養育には、子の情緒的および身体的福祉、子の安全ならびに子の人格の発達の促進への配慮および責任が含まれる。子のケアおよび養育において、親は、情緒的もしくは身体的暴力または他のいかなる屈辱的な取扱いも用いない」

これらの規定の多くは、単に体罰等を禁ずるだけではなく、適切な養育に対する子どもの権利を規定したり (スウェーデン・デンマーク等)、子どもの望ましい養育のあり方についての指針を

設けたりしている (フィンランド・オーストリア・オランダ等)。オーストリアは、親に対する子どもの服従義務を冒頭で規定しており、やや異質である。クロアチアでは、「親は、子どもを、他の者による品位を傷つける取扱いおよび身体的虐待から保護しなければならない」とも規定されており (家族法92条)、これには他の者による体罰から子どもを保護する親の義務も含まれると解されている。

またドイツでは、青年福祉法16条1項で「母、父その他の法定保護者の教育上の責任がよりよい形で遂行されることに寄与するための」公的サービスが提供されなければならないと規定されている。これには「有形力を用いることなく家庭における紛争状況を解決する手段を示す」ことも含まれており、体罰等を用いずに子どもを育てるための公的支援に対する権利を保障したものととして注目される。

なお、ウクライナでも家族法150条で体罰禁止が規定されているが、条文を発見できなかった。ちなみに、オランダの規定は2007年3月6日に議会で採択されたものである。

次に、子どもの権利または子どもの保護に関わる法律で体罰等の全面的禁止を規定するパターンが見られる。たとえば次のとおりである。

***ラトビア (1998年) : 子どもの権利保護法9条2項**

「子どもは、残虐に扱われ、拷問されまたは体罰を受けず、かつ、その尊厳または名誉を侵害されない」

***ブルガリア (2000年) : 子ども保護法11条2項**

「すべての子どもは、その尊厳を害するあらゆる養育手段、身体的、精神的その他の態様の暴力、〔ならびに〕その利益に反するあらゆる形態の影

響から保護される権利を有する」

＊アイスランド（2003年）：子ども法28条

「子の監護には、精神的および身体的暴力その他の品位を傷つける行動から子を保護する監護者の義務が含まれる」

＊ルーマニア（2004年）：子どもの権利保護促進法

「子どもは、その人格および個性を尊重される権利を有し、体罰またはその他の屈辱的なもしくは品位を傷つける取扱いを受けない。子どものしつけのための措置は、その子どもの尊厳にしたがってのみとることができ、体罰または子どもの身体的および精神的発達に関わる罰もしくは子どもの情緒的状况に影響を及ぼす可能性のある罰は、いかなる状況下においても認められない」(28条)

「いずれかの種類の体罰を実行することまたは子どもからその権利を剥奪することは、子どもの生命、身体的、精神的、霊的、道徳的および社会的発達、身体的不可侵性ならびに身体的および精神的健康を脅かすことにつながるおそれがあるので、家庭においても、子どもの保護、ケアおよび教育を確保するいずれかの施設においても、禁じられる」(90条)

＊ハンガリー（2005年）：子どもの保護および後見運営法6条5項

「子どもは、その尊厳を尊重され、かつ虐待（身体的、性的および精神的暴力、ケアの懈怠ならびにいずれかの情報によって引き起こされる被害）から保護される権利を有する。子どもは、拷問、体罰およびいずれかの残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける処罰または取扱いを受けない」

第三に、ドメスティック・バイオレンスに関する法律のなかで子どもに対する体罰も禁止対象とした国がいくつかある。たとえばキプロスは、

家庭における暴力の防止および被害者の保護法（1994年）と家庭における暴力の防止および被害者の保護について定める法（2000年、刑法154章）において、家族のいずれかの構成員による、家族の他の構成員に対する暴力の行使を犯罪化した。これには子どもに対する体罰等も含まれると解されている。ギリシアも、家族間暴力禁止法（2006年）4条において、「子どもの養育の文脈における、しつけのための措置としての子どもに対する身体的暴力に対しては、〔親の権限の濫用に対する対応を定めた〕民法第1532条の対応が適用される」と定め、子どもに対する体罰が許されないことを明確化した。

最後に、イスラエル（2000年）では他の国々のように家族法や子ども法の改正が行なわれていない。イスラエル国対プローニット（State of Israel v. Plonit）事件において、最高裁判所が体罰を理由とする抗弁を認めず、また体罰の日常的使用はたとえ重大な傷害につながらなくとも児童虐待に相当すると判示したのみである。この最高裁判決を受けて、国会は親、保護者および教員に対する不法行為訴訟における「合理的懲戒」の抗弁を廃止したが（不法行為法改正9号）、体罰を全面的に禁止する法律はまだ制定されていない。しかし、イスラエルは議会制定法のみならず判例法が重視されるコモンロー諸国のひとつであり、最高裁の判決には法律としての効力が生ずるので、実質的にあらゆる体罰が犯罪化されたものと受けとめられている。

なお、ポルトガル（1994年）やイタリア（1996年）でも子どもに対するあらゆる体罰を違法と判示する最高裁判決が出されているが、いまのところ議会制定法にそれが反映されたわけではないので、体罰を全面的に禁止した国に含めることはできない。

また、ニュージーランドでは2007年5月に刑法が改正され、イスラエルと同様、子どものしつけで体罰を用いることが「合理的懲戒」に当たるという抗弁が削除された。ただし、軽く叩くことなどは容認されると解されており、体罰を全面禁止した国のひとつに数えることはやはり無理があると思われる。

求められる日本の対応

このように、子どもに対する体罰を全面禁止した国はイスラエルを除いていずれもヨーロッパの国々であり、アジア・アフリカ・ラテンアメリカ地域にはまだまだ波及していない。

日本も国連・子どもの権利委員会による2度の審査(1998年・2004年)で体罰の全面禁止を勧告されてきたが、法改正は手つかずである。このほど改正児童虐待防止法が成立したが(2007年5月25日)、もっぱら児童相談所等の権限強化に焦点を当てた内容で、「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」(14条1項)として一定の体罰を認めたと解される規定はそのまま維持された。まして、民法822条1項の懲戒権規定(「親権を行なう者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる)については議論すらほとんど行なわれていないのが現状である。

また、学校での体罰は学校教育法11条ではっきりと禁じられているにも関わらず、文部科学省は体罰容認とさえ受け取られかねない通知を最近になって各都道府県教育委員会等に宛てて送達した。「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」(18文科初第1019号、2007年2月5日)は、「体罰による指導により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為

などの土壌を生む恐れがある」などとして体罰の禁止をあらためて確認しておきながら、「児童生徒に対する有形力(目に見える物理的な力)の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというものではな[い]」とし、日本の体罰判例史においてはむしろ異質なものとして位置づけられる2つの判例を引用している。通知の全体的トーンも問題行動への「毅然とした対応」を強調するもので、体罰のみならず「非人道的なまたは品位を傷つける取扱い」からも保護される子どもの権利はほとんど考慮されていない。

子どもに対するあらゆる体罰の禁止は、子ども観の転換を象徴するものである。子どもに対する暴力はどんなものでも許されないという意識が社会的に確立されてこそ、子どもに関わる諸問題の効果的な解決の出発点に立つことができる。日本も、国連・子どもの権利委員会の見解、国連事務総長研究の勧告、欧州諸国の先例にしたがひ、子どもに対するあらゆる体罰を禁止したアジアで最初の国となることを目指すべきである。

(付記) ニュージーランドの刑法改正について、その後新たな規定の条文を入手して検討したところ、親による体罰の全面禁止と理解してよい内容であることが明らかになった。これは、「矯正を目的とする親の有形力の行使を廃止することにより、子どもが暴力から自由な、安全かつ安心できる環境で暮らせるようにするための対応を向上させる」ことを目的として、議員立法により提案されたものである。旧59条(家庭におけるしつけ)は削除され、次の規定と置き換えられた。

*ニュージーランド(2007年):刑法59条

「第59条(親の統制)

(1) 子を持つすべての親およびこれに代わる立場にあるすべての者による有形力の行使は、

当該有形力が情況に照らして合理的であり、かつ次のいずれかの目的のために用いられる場合には、正当と認められる。

- (a) 子または他の者に対する危害を防止し、もしくは最小限に留めるため。
 - (b) 子が犯罪に相当する行為に携わり、もしくは携わり続けることを防止するため。
 - (c) 子が攻撃的なまたは破壊的な行動に携わり、もしくは携わり続けることを防止するため。
 - (d) 望ましいケアおよび子育てに付随する通常の日常的職務を遂行するため。
- (2) 1項のいかなる規定またはコモンローのいかなる規則も、矯正を目的とする有形力の行使を正当化するものではない。
- (3) 2項は1項に優越する。
- (4) 子に対する有形力の行使をとまなう犯罪との関わりで行なわれた、子の親またはこれに代わる立場にある者に対する告発について、当該犯罪がきわめて瑣末であることから起訴することに何の公益もないと考えられるときは、警察にはこれを起訴しない裁量権があることを、疑いを回避するために確認する」

シリーズ「児童福祉改革とは何か～子どもの福祉現場から」

NPO子ども福祉研究所

連載第8回

フォーラム・子どもの権利研究2007

「子どもの安心・安全と救済制度を考える」

二見 妙子

(特定非営利活動法人こども福祉研究所研究員)

2007年2月24日(土)、25日(日)に「フォーラム子どもの権利研究2007」【主催：フォーラム子どもの権利研究2007実行委員会(子どもの権利条約総合研究所・子どもの人権研究会・児童福祉法研究会)】が東洋大学白山校舎2号館16階スカイホールに於いて開催されました。

2回目となる日韓共同研究は、韓国から11名の研究者を迎え、子どもの権利の視点から日韓両国の研究課題の共有を図ること、また、国レベルで子どもの施策評価・救済に関する制度化が進む韓国と、川西市など各自治体レベルで実践が進んでいく日本のそれぞれが、お互いの制度や実践を学び合うことは意義深いという喜多明人さん(早稲田大学教授)の挨拶によって会の目的が明示され開会しました。

1. 子どもの安心・安全と救済制度に関する日韓共同研究

一日目は子どもの安心・安全に関する事項として、近年大きな課題となっている「いじめ」の問題について、日韓双方2名ずつの報告を受けました。

日本側からは安藤博さん(茨城キリスト教大学教授)、中谷茂一さん(聖徳学院大学教授)、韓国側からは、黄玉京さん(ソウル神学大学校保育学科教授)、安東賢さん(漢陽大学校医科大学精神科教授、韓国子どもの権利学会会長)の報告でした。荒牧重人さん(山梨学院大学教授)がコーディネーターでした。

(1) 日本側の報告

いじめの現状・構造と日本の救済制度 (安藤博さん)

安藤さんからは、法と人権の立場からいじめの救済と制度について報告がありました。

いじめは「親密圏における暴力」であるということ。1990年代半ばからそれまで消極的であった親密な関係におけるトラブルにも法が介入するようになったということは、それらが人権侵害の問題であると明確に認識されるようになった変化があるということ。いじめも教室という親密圏における生徒間の暴力であり、それに対する人権の理解、法律の在り方、介入はどうあるのがよいのかということについて、子どもの視点から、いじめの理解と救済の理解について以下のような課題が示されました。

<いじめの理解>

ア) 実態の把握について

- ・10年ごとのいじめキャンペーン。メディアの報道といじめ問題の社会問題化のありか

たについての検証が必要。

- ・いじめの行為のネット化と子どもの人間形成におけるテレビ・ネットの利用影響。
- ・いじめの統計数と現実の数の差に見える大人の意識の問題。

イ) いじめの定義について

- ・いじめという言葉自体が包括語であり、認識と対応を曖昧にしている。
- ・法律においては行為の特質と要件を明確に峻別し、限定化して使うことが必要。
- ・文科省がいじめの定義の要件から「一方的、継続的、深刻な」という定義を外すことは何をもたらすのか。
- ・児童虐待防止法のように行為の類型化が必要なのではないか。

ウ) 行為の特質

- ・行為の反復継続性とそれによる精神へ攻撃、被害の大きさ、これが子どもにもたらす苦しみ。
- ・不登校・自殺・学習不振・転校・リストカット等、被害者の生活あるいは一生を変えてしまう。
- ・繰り返しの中で被害者は心の傷を深くし、加害者は罪悪感を薄くしていく。

エ) 人権の視点

- ・被害者の自由権の侵害、財産権の侵害、名誉権・プライバシー権、学習権への侵害。しかし実際には心への侵害である。器物侵害であると同時に心への侵害である。
- ・加害者、傍観者にとっても成長発達権の侵害の課題。すべての生徒にとっての人権侵害。

<救済の理解>

ア) 基本的視点

- ・救済には危機管理と法治という二つの要項がある。
- ・救済は人権・権利への侵害に対抗する行為。人権と法の視点からの対応が不可欠。
- ・子どもの人権侵害は緊急性を持つ。
- ・救済制度が実際に機能するためには「意識」の問題が重要。
- ・使える制度、使う側の育ち、使う力を育てる機会の用意。情報は使う人に届いているか・システムが機能しているか否かの点検と評価（誰がどう動くのか 動けないのはなぜか 何が意識の壁になっているのか。）

イ) 心理的救済

- ・子どもの視点に立ち、子どもの心理を理解すること。
- ・親と教師の意識や行動にも理解が必要。
- ・いじめがもたらす心の傷は深い。解決とは心を取り戻すことであり、人への信頼、自分への自信、自己形成への欲求である。

ウ) 教育上の救済

- ・学校で解決できることが重要。
- ・子どもたち自身の自己救済力・危機管理の学習の必要。
- ・スクールロイヤーなど弁護士に力を借りることも必要である。
- ・転校もありうるが、その場合いじめが解決されずに残ってしまう。
- ・文科省のいう出席停止の活用については、被害者の人権と、加害者の成長発達権の保障が課題。加害者の成長発達権の保障とは加害者を暴力から救済。教師の意識についての

研究が必要。

- ・ いじめの背景には、家庭の虐待の問題がある可能性があり、教師だけで対応するのは困難。教育と福祉・司法も含めて対応できる人材の配置が必要。

エ) 人権救済機関について

- ・ 子どもの権利救済のための制度には、子どもの人権擁護委員、児童委員、主任児童委員、弁護士会、自治体の子どもの権利委員会等があるが、これらの機関の子どもへの熟知が必要。
- ・ 制度が機能するためには、本当にわかってくれるのかという不安を持つ子どもたちの信頼を得ることと本当の意味で機能することが必要。

オ) 裁判上の問題

- ・ 学校を相手に裁判を起こすことは相当な覚悟がいる。
- ・ 民事裁判で訴える側が求めているのは、お金ではなく「事実」。
- ・ いじめ自殺の場合は、子どもの無念に答えてやりたい、裁判をいじめ防止対策へ生かしたいという遺族の思いがある。
- ・ 加害者生徒の親の責任を求めて裁判になる場合は、子ども同士を裁判で対立させるのは教育上良くないという思いから。しかし法治国家であることから、子どもにも成長発達の実現としてその厳しさに向き合うことを教えていっていいのでは。
- ・ 刑事事件としては児童福祉法上の対応。加害者の成長発達権をどう支えるかということで加害者の救済に関わる。子どもたちが社会規範、司法システムに関わって責任をとるという意味は大きい。

此処までの報告に関しては、司法との協働の可能性について意見が出され、結果としての被害者/加害者という側面への対応と、子どもの心理的及び社会的な側面における対応の必要性、子どもの問題に関する柔軟な対応の必要性などが課題として深められました。

次に、埼玉県の子どもの権利委員会の活動に関して中谷さん(聖学院大学)より報告がありました。

自治体におけるいじめからの救済制度の現状と課題(中谷茂一さん)

中谷さんは、埼玉県が2002年から始めた子どもの権利擁護委員会のアプローチとその有効性についての検討を報告されました。市のレベルでは川西市や川崎市などの精力的な活動がありますが、自治体が県レベルで子どもの権利擁護委員会を作ったのは初めての試みです。報告は、その子どもスマイルネットという愛称を持つ子どもの権利擁護委員会における子ども相談の分析についてでした。

子どもスマイルネットは地域活動や塾についてなど様々な相談に乗っていますが、相談件数の約6割は学校教育現場における権利擁護の問題であり、中でもいじめに関する問題は2005年度に於いて174件(8.1%)と全体の内訳で最も多くなっています。

埼玉県子どもの権利擁護委員会ではアプローチの基本方針を以下の4点に集約しています。①子どものみの面談によって子どものニーズを把握する。②当事者の子どもからの情報とニーズを最優先する。③権利侵害を行っている者に対して責任追求型の活動をするのではなく、当事者の代弁者として態度の変容につながるアプローチを行う。④双方の声をフィードバックして意思疎通を図る。

このような基本方針によって対応した事例より考えられる現在の課題としては、①人材の確保の問題②事実認識に当事者間の意見の食い違いがある場合の調整の困難さ③事実認定が困難な場合の明確な対応の引き出しにくさがあげられています。

しかし中谷さんは、長い目で見たとときに効果を発揮するのは、詳細な事実認定ではなく、全体としての子どもの最善の利益を追求するアプローチであると報告されています。

(2) 韓国側の報告

韓国におけるいじめについての政策と課題

(黄玉京さん)

黄さんは、韓国のいじめの実態調査に関する資料は現状ではそれほど多くないという事で政策に焦点を当てた報告をされました。

韓国ではいじめは校内暴力の範疇で捉えられており、いじめは多様な言葉で呼ばれ、いじめに対する理解は研究者、政策立案者によって多少違いがあるようです。

韓国政府によるいじめの正確な統計がとられていないため、研究者・研究時期・対象などによって一貫性のある算出ができていないという問題はありますが、青少年のいじめ自殺が社会問題化する中、韓国政府は「校内暴力予防及び対策に関する法律」(2004)を整備し、2005年には「校内暴力予防および対策5か年基本計画」を整備することによって、以下のような校内暴力根絶のための推進方向を示しました。

- ①校内暴力の予防・根絶による支援体制の積極的な運営
(中央政府と自治体、学校と地域社会とのネットワーク形成)
- ②校内暴力の予防・根絶のための教育及び相談
(人格教育の強化、校内暴力予防教育の義務

化、相談電話の設置、専門のマンパワー)

- ③被害者の保護及び加害者の指導の強化
- ④校内暴力の予防・根絶のための社会の雰囲気作り
(学校生活規定の厳格適用、校内暴力追放の日の制定、名誉警察少年団の結成、「友達作り」、学校内の安全区域化)

このような「校内暴力予防・根絶対策」の推進の結果、校内暴力の発件数は全般的に減少しているというのが最近の分析結果であるということです。韓国政府の対応策について黄さんは課題を以下のように整理しています。

- ①暴力の現状を正確に反映する実態調査の必要性
- ②各支援体系間の連携役割分担の明確化
- ③校内暴力の予防に関する政策の補完
- ④養護教員の活用、学校相談教師の具体的な配置計画の提示の必要性
- ⑤いじめ被害にあった児童を発見保護するには現状の政策の不十分さ

以上のような課題を残しながらも、社会的な関心と積極的な対策が必要であると黄さんはまとめられました。

韓国におけるいじめの現状と対策の課題

—精神医学の立場から—

(安東賢さん)

安さんは小児精神科の教授です。韓国では1990年代の初めの頃、いじめに苦しむ子どもたちの自殺からいじめ問題が研究されるようになり、中学校の教室に監視カメラを設置することもあったということです。安さんは精神科医の立場から、ご自身が関わられた3つの事例を紹介されました。一例目は身体的な暴力とインターネットによるいじめを行った加害生徒に対する法的措

置がとられた例で、被害生徒は治療によって精神的な安定を回復しているというものでした。二例目は発達障害の診断を受けた生徒が、治療カウンセリングと学校における「仲間作り」プログラムの実施によって学校生活に自信を持つことができるようになったという事例です。三例目は、小中学校時代のいじめが成人してもなお本人に影響を与え、長期的治療を要するというものでした。

一日目の協議

いじめをどういう問題として捉えるのか、加害者・被害者というものをどのように考えていくのか、ということが協議の視点として荒牧さんから示されました。そのことを受けて以下のような意見が出ました。

「加害者・被害者というとらえ方に対しては、加害・被害の関係だけで考えることは、子どもの生活の文脈を切り取ってしまうことになり、問題の解決にならず、子どもの救済には至らないのではないか」という意見と、「加害者・被害者という用語については、起きた事件について、多くの人が傍観者として黙認しているということに対する認識はあるが、政策としては加害者・被害者という用語がある面には必要なのではないかとしながらも、政策が進められている中で、強調されていることは人々の認識を変えることであり、加害者・被害者と二分化するのではなく、もっと大きな意識を変えていこうという動きがあるのでは」という意見もありました。

また、大人のいじめの問題との関連として、学校の中で教師も排除されていて、子どもたちが排除された教師をいじめるといことが起きているということが出されました。これを受けて、「韓国でも同じ状況があり、学生の人権侵害だけでなく教師の人権侵害も含めて総合的な検討が必要

なのではないか」という意見も出ました。

学校と警察との関係については、東京ではスクールサポーターとして警察を各学校に配置し、さらに拡大しようとしており、韓国でも学校担当警察官を置こうとしているが、いまのところうまく活用されている事例は報告されていないということでした。

最近いじめの事件が起きた福岡からは、韓国の校内暴力の予防及び対策という5カ年計画ができたことによる変化についての質問がありましたが、そのことについては、韓国側から、目に見える暴力やそれほど深刻でない問題は減少しているが、深刻なダメージを受けている子どもたちへの支援には至っていないという事でした。

「全体的な問題として、これらのことは、国が子どもの権利条約を守っていないからおこることであり、そういうことにメスを入れていかないといじめの問題が子どもたちのみの問題となってしまうのではないか」という意見もありました。

ここまでの協議の後、荒牧さんより、子どもの権利という視点が、いじめを予防し減らしていくはずだという確認がなされました。実際にいじめを受けた子どもたちの回復を支えていくことが、いじめを予防していくことになるという事も確認され一日目は終了しました。

2. 子どもの権利保障における公と民

－誰がどのように保障するのか－

二日目は韓国の先生方をお見送りした後、森田明美さん（東洋大学教授）のコーディネートで、子ども支援の分野において、公と民の文脈を子どもの権利の立場からどのように議論すればよいのかということに関し、理論と実践の双方からの提案を受けました。公から民への移行はマイナス

の文脈の中で語られることが多い中、今回の報告には市民が主体となって、様々な課題と向き合いながら展開している活動についての報告がなされました。

(1) 福祉の市場化契約化と公的責任

秋元美世さん（東洋大学教授）

秋元さんからは、消費者主義的アプローチとシチズンシップ的アプローチの両面が機能するような制度設計の必要性が報告されました。

まず、疑似市場という概念についての紹介があり、福祉国家の下で公的サービスと住民とを結びつけて来たシチズンシップモデルと消費者主義の関係についてのイギリスにおける意識調査（2003～2005）の結果に関して、いくつかのポイントが示されました。

- ① 選択や消費者主義には、従来のシチズンシップモデルのネガティブな側面を改善する面もあるということ。
- ② シチズンシップの積極面である公民性は消費者主義や契約サービスに解消されないということ。
- ③ 福祉サービスの利用者は、利用者、納税者、介護者、市民等、時と場合に応じて、いくつもの顔を持っており、人々は福祉サービスの利用者であると同時に地域のコミュニティの一員であることを幅広く自己認識しているということ。

秋元さんからは、上記を制度の在り方という問題に突きつければ、「利用者の多様な自己規定に応じられるような柔軟な制度」が必要ということになるが、これは「契約化」という事だけでは対応できないという報告をいただきました。消費者主義アプローチとシチズンシップの調和がはかれるように動機としての利己主義的側面、あるいは

は利他主義的側面に偏ることなく、人々の行為の動機を理解することの困難さを認めて、制度のあり方を探る必要があると述べられました。

質疑応答

① 契約化と公的責任における「公的責任」とは何か

この問いに関しては、秋元さんの方から、最終的には公的な責任とされるだろうが、追求のされ方に段階的な違いがあるということが示されました。

- ・ 公的責任として制度設計した責任があり、それは国民の生存権の欲求に対してどのような制度設計をするのかという意味で公的責任である。
- ・ たとえば介護保険制度に関して、基本的な事故の責任はサービス利用者とサービス提供者との関係に置かれることになるため、最近ではリスクマネージメントを施設などは行っており、一方、保育所などは基本的には利用契約ではないので、事故の責任は公的責任となる。さらには公的な監督責任の問題も出てくるが、一般論としてはむしろかしく、公的責任とは、幅広く考えていく必要がある。

② 生存権をどういう文脈で考えていったらよいか

このことについては、制度設計に関する生存権の議論の場合、その議論というのはどういう主張がより日本国憲法の理念にそっているのか、ということを議論するが、それは契約化したからということによる変化はなく、どういう制度を前提とした議論であるのか、ということが問題であると報告されました。契約化が司法的な財産法的な発想ではなく、生存権としての議論となる場合、議論の多様化が必要であるということでした。

秋元さんの報告について森田さんの方からは、公的責任とは何かを考えると同時に公に代わる民の力を考えなくてはならず、子どもの権利という視点に立ち、公の独占からの解放も視野にいれなければならないのではないかという意見が出されました。

(2) 市民 NPO活動の展開と公への参入・協働

竹村浩さん

(MIEチャイルドラインセンター事務局長)

ここでは、竹村浩さんから、三重県行政との協働にこだわりながら子どもをどう支援していくのかという実践的な報告がなされました。

チャイルドライン24開設までの経過、プロジェクトの目的、協働の考え方、基本となる三重県の「新しい時代の公」の考え方、協働の課題、資金作りの仕組みについて報告されました。

MIEチャイルドラインは行政の担当窓口探しの活動を、協働事業「行政と民間協働でつくる子どもの心を受け止める24時間フリーダイヤル電話相談設立に向けての段階的アプローチ」としてパートナーシップ事業へと発展させ、2003年9月、NPOからの提案事業として採択されたという経過を持っています。

プロジェクトは、子どもの権利条約を基本として、子どものありのままを受け止める心の居場所をつくり子どものエンパワーメントを図ること、子どもの声を子どもも行政や施策に反映させること、安心・安全な地域社会づくり、前述のプロセスを通して縦割りの組織を克服し合うことを目的としています。

資金作りのためには「みえ子どもファンド」をつくり、チャイルドラインだけでなく参加登録しているNPOの活動資金にも還元しています。2005年に始まった委託事業が2007年で終わりになりますが、予算を伴わない行政の関わり方な

ど、新たな連携の在り方を模索しながら協働事業を継続していくことが確認されています。

質疑応答を交えながら、NPOと行政との協働によって何が変わったのか、あるいは何が政策へと繋ぐことができるのかということについて次の3点があげられました。

①民間とのパートナーシップにおける行政の変化

- ・行政の現状に対する具体的な情報不足を克服するために、現場に出てもらったり、会議や報告書作成を協働で行うことで、実態を把握してもらおうよう努めた結果、予算の考え方なども課・室によって違い、縦割り行政の難しさもあったが、協力してくれる担当者は出てきた。
- ・対応策ではないということについて、公で行うことの意味を行政は理解してくれるようになったが、地域・民間の理解を得ることに難しさがあった。
- ・人件費に関しては、後の協働事業で確保されるようになった。
- ・ルール・仕組みを変えていく必要があるが、行政は担当の4室で話をすることも難しい場所なので、横断的に考えないと解決しない。横断的に予算を取ってくれというような話をしてきた。

②NPO側の変化

- ・NPO間の連携も難しいが、少しでも関わってもらえればよいというふうに変えながら行ってきた。名前を連ねてもらうことが重要ということ。

③子どもたちの声の政策への反映

- ・子どもたちが権利意識を持っていないことからしっかり話せず、無言電話も多い。そのことをどう捉え政策に反映していくのが課題であると考えている。
- ・行政と一緒に報告書を作成することによって、政策に子どもの声を反映できる。

(3)指定管理者制度の現状と問題点

小倉敬子さん(かわさき市民活動センター理事長)

小倉さんからは、川崎市の子ども文化センターとわくわくプラザを中心に、指定管理者制度導入のメリットとデメリットについて報告をいただきました。

①多くのメリット

<活動幅の拡大>

小学生対象の児童館であった子ども文化センターを、空いている時間は市民活動に利用し、乳児と家族の遊び場、習字教室など子どもへ還元できる事業に活用できるようになった。

地域の人々との交流が図りやすくなり、情報発信、参加しやすい活動の展開が図られるようになった。

<子ども参加>

キャラクター(こぶんたくん)を子どもたちから募集してつくった。

<人材>

これまで市の職員が館長であったが、管理委託するようになって、館長の若返りが図られ、女性で子どもと関わりたい人が館長になってきたので、子どもとの交流が進み、建物がきれいになってきた。

<研修>

現状にあった研修ができています。子どもの権利条約に関する学習をCAPの人と一緒にいった。民間ゆえにやりやすいという部分である。

<障害児の参加>

障害のある子どもたちが、急激に遊びに来るようになった。6時まで預かっているが、障害児対応できる職員が少ないので、週3日交替で来てもらうようにしたり、障害児のことでの相談のできる人を雇って対応してきた。

②いくつかのデメリット

<低賃金・人手不足・男性職員不足>

給与が安いというデメリットがある。男の子たちにとっては男性の職員も必要であるが、将来これではやっていけないということで若い男性はやめていく。教員採用までの間に働くという人が多く、職員数もぎりぎりゆとりがないため、子どもたちの声をゆっくり聞いてあげたり、コーディネートやファシリテートとしたりということができない状態ではない。

<学童との違いに関する親との対応>

学童保育からわくわくになったことで、宿題やおやつ、事故の問題などで、学童に関わっていた親御さんからの不満がある。訴訟を起こすと言われるケースもある。

旧学童保育をやっていた人を採用するといった旧来の考え方との調整も必要。

<学校が協力してくれない>

わくわくは学校を会場として使用しているが、子ども文化センターに対する学校の対応は冷たい。図書館を貸してくれる学校もあれば、教室一つに閉め出される学校もあり、100人も受け付けられれば狭い場所は酸欠状態。

<子どもが安心していられる場所として>

現状の抱える問題としては、施設は市の管理下にあるものなので、指定管理を受けていても内装を変えることはできないことや、カーペットやリノリュームを補修するお金がないこと、お金の工面には行政は動かず、さらには入札制度をとっているため、値引きやリサイクルが不可能であることが挙げられる。さらに今後の課題として、5年ごとの指定管理者制度でよいのか、良い人材が得られるだけの経費が必要ではないか、職員の異動による子どもへの影響をどう考慮するのかということが挙げられる。

このような報告の後、質疑を通して、子どもの権利条約があることによって研修や子どもの立場からの活動がしやすくなったということが確認されました。

(4) 討議

最後の討議の時間は、主に公と民の役割、子どもの権利という視点からみた事業評価についてどう考えたらいいのかということに関して議論が集中しました。

討議の中で、「公と民の役割ということについては、介護保険下の高齢者分野は市場化＝民営化であり、利用者を顧客と考える時代に入っている。しかし公共性とか市民が公の担い手であるということは高齢者分野ではあまり考えられていない。構図を逆にし、民が公的な性格を持つということを前提としてパートナーシップをとろうとしているということが、このフォーラムの重要な点である」という大きな視点の変化が見えてきました。

「評価については、パートナーシップが展開される場所での評価というのは、市民との協約という、行政と民間とのサービス提供者とサービスを受ける側が契約と約束をし、自分たちの約束ができたかどうかということの評価がすることであり、民をどう捉えるのかといったときに、単に合理性という問題だけではない」という意見もありました。

子どもの視点からの評価という事に関しては、「『子ども文化センター』が公の時は事業実施側からの考えのみで展開される事業であったのに対し、民になると地域・利用者の目線・視点を持つようになった。その結果、小学生だけが対象だったのが、中高生が夕方に利用できるようになったというのは民の力であった。中高生のために音楽スタジオをつくることができ、そこに集まる子ども同士もつながってきている。この辺りの展開は

行政だけでは不可能だったのではないか」という実践例も出されました。

「子どもにとって安心・安全の場所を作り出すという視点を持って改革していけるのは、地域に暮らす市民が主体になる民の活動ならでは事業だと考える」という意見が出されました。

「子どもたちは提供されているものの中から選び、自分に合わない事業やサービスには参加しない。それは子どもたちによる評価であり、そのことを事業者側の自己評価の中で受け止め、また市の事業評価や施策などに反映する方策も考えていく必要があるのではないか」という意見も出しました。

「放課後児童対策が実施され、学童保育が個別支援としては実施されなくなっていくことについて、より個別支援が必要な人のことが一般化されることで、手薄になる部分があるのではないかと不安はわかるが、必要なかということのみに集中して制度化していくと、事業はどんどん縮小し、最低なものになっていく。もっと苦しい人を探していくときりがなく、その人よりましだから我慢しろという理論になってしまう。一般的にこれは基本的なものとして必要だから社会として用意した方がいい、用意すべきだというのが、権利として議論されることによって、市民性というものは作り上げていくものだ」という意見も出されました。

「活発な意見交換の後、コーディネーターの方から、子どもの領域における公的責任ということについて、これからこの議論は重要になってくる。特に子どもの権利の視点からということについて、さらに議論していきたい」とまとめられ会は終了しました。

子どもの権利保障における公と民の役割分担と協働ということについて、充実した学びの機会となった二日間でした。

第6回「子どもの権利条約具体化のための実践」

助成対象団体紹介⑩

社会的な支援が必要な若者の自立支援を考える

－「カリヨンとびらの家」の活動を例にして

細野 直人（カリヨンとびらの家、こども福祉研究所）

1. カリヨン子どもセンター

NPO法人カリヨン子どもセンターは、弁護士、児童福祉関係者、市民らにより2004年6月に立ちあげられました。

日本で初めて、行き場のない若者、子どもを対象としたシェルターである「カリヨン子どもの家」は2004年6月に運営開始され、2007年5月までに緊急非難を必要とする77名(男子22名、女子55名)の子ども達が利用しています。わずか3年11ヶ月という短い期間にも関わらず、77名もの子ども達が利用し、今現在も「子どもの家」を頼る子ども達があとをたたないという状況です。

ここでは、まず始めに、子どものためのシェルターである「カリヨン子どもの家」の開設経緯、内容を述べ、その活動により生まれた自立援助ホーム「カリヨンとびらの家」について詳しく述べていきたいと思います。

(1) カリヨン子どもの家誕生

1994年、東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会の弁護士、高校の演劇部の生徒らによる演劇「もがれた翼」が初上演され、校則による退学、いじめ、少年事件等子どもに関わる問題をテーマに扱ってきました。そして2002年「もがれた翼パート9」では虐待、いじめ、非行により、行き場をなくした子ども達が逃げ込めるシェルター「カリヨン子どもの家」や子どものための法律事務所の開設の構想が誕生しました。

そしてその構想の現実化の必要性が各方面からあがり、弁護士、児童福祉関係者、有志の市民も加わり開設準備会が作られました。その準備会で協議を重ねた結果「カリヨン子どもの家」が運営開始されるに至ったのです。子どもを保護する事ができるのは現行法制度上、児童相談所のみには権限があたえられています。そのためシェルター機能を運営するにあたり、まず東京都の児童相談所と協定（一時保護委託等に関する協定）を結びました。^(注1)

(2) 子どもの家への入居とそこでの生活

カリヨン子どもの家への入居に至るまでを簡単に説明していきます。保護を必要としている子どもから「子どもの人権110番」やその他の方法により相談を受けた弁護士が、その子どもの担当弁護士となり、子どもが入居を希望した場合、カリヨン担当弁護士とともに面接を行います。そこで入居の可否を判断したのち入居する運びとなります。「子どもの人権110番」への相談は、子ども本人はもちろん教師、医師や友人など様々です。

専任スタッフ、ボランティアスタッフが24時間体制で子どものケアにあたり、緊急に保護を必要とする子どもはまず危険な状況から逃れ衣食住が確保されます。

入居期間は原則1ヶ月で、その期間のなかで弁護士がスタッフと協力し、児童相談所、福祉事務所、医療機関、その他の関係機関と連携して保護

者（親権者等）と関係調整をはかります。その結果、家庭復帰、児童養護施設、自立援助ホームへ入所、住み込み就職など、子どもの次なる生活の場へとつなげていくのです。^(注2)

(3) 子どもの家の課題から自立援助ホームへ

しかしながら、短期間での支援では関係調整が難しく、入居期間が長期化し、出口が見つけにくいという問題等も生じてきました。そして短期間でのケアでは限界があり、長期にわたり子どもたちの自立に向けての支援の必要性が生じてきました。

「カリヨン子どもの家」開設当初より長期的に自立支援が行える自立援助ホームの必要性は考えられており、東京都の自立援助ホームの拡充の動きとも重なり、2005年男子専用の自立援助ホーム「カリヨンとびらの家」が、そして翌年、女子専用の自立援助ホーム「カリヨン夕やけ荘」が誕生しました。

2. 自立援助ホームとは

(1) 自立援助ホーム

自立援助ホーム「カリヨンとびらの家」の活動内容を理解していただくために、「自立援助ホーム」とはどういったものなのか現状を簡単に整理しておきましょう。

東京都内の自立援助ホーム各ホーム長等と東京都福祉保健局育成支援課が協議し作成した「自立援助ホームの生活のしおり 明日に向かって」によれば、「自立援助ホームは、仲間との共同生活のもとで、仕事にかよい、そこから得た収入から寮費を払いながら、社会で暮らしていく力を自分で身につけていくところです。このためには、収入を得る力だけでなく、そのお金を管理した

り、炊事や洗濯などの家事をしたり、職場や身のまわりの人と良い関係を築いていく力も必要です。職員は利用者と生活を共にしながら、日常生活や仕事・人間関係で困っていることや悩んでいることなどについて解決できるよう一緒に悩み考え、アドバイスや手助けをします。利用者はときおり失敗もしますが、そのたびに職員とともに乗り越え、徐々に社会で暮らしていける力を身に付けていきます」と書かれています。

(2) 自立援助ホームの対象者

対象者は、義務教育終了後に、児童養護施設等を退所し、就職をするおおむね15歳から18歳の生徒等で、自立のための援助を必要とする人とあり児童相談所、児童養護施設、児童自立施設、家庭裁判所(鑑別所)、少年院、女性相談センター、福祉事務所など様々なところから入居相談があります。

(3) 法的位置づけ

自立援助ホームは以下のように、法律で定められています。

児童福祉法第6条第2項

この法律で、児童自立生活援助事業とは、第27条第9項の措置に係る者につき同項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導を行う事業をいう。

児童福祉法第27条第7項

都道府県は、義務教育を終了した児童であって、第1項第3号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものについて、当該児童の自立を図るため、政令で定める基準に従い、これらの者が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援

助及び生活指導を行い、又は当該都道府県以外の者に当該住居において当該日常生活上の援助及び生活指導を行うことを委託する措置を採ることができる。

(4) 設置数と財源

自立援助ホームは、全国に41ヶ所設置され、そのうち東京都には12ヶ所のホームがあります。単純計算していただければわかるかと思いますが、各都道府県に1ヶ所の設置に達していません。定員は10名、20名のホームもありますが、多数を占めるのが6名定員の小規模なホームです。^(注3) そのため各方面からの入居依頼に対し、その受け皿として十分満たしているかといえばまだまだ足りていないのです。また運営するにあたり財政的保障も厳しい状況です。基本的に人件費のみ補助金は支給されますが(国約500万、各都道府県により補助金額・内容は異なる)、運営に関わる資金は各ホームが負担しなければなりません。^(注4)

3. 自立援助ホーム カリヨンとびらの家

(1) とびらの家の子どもたち

1) 利用状況と入居理由

「カリヨンとびらの家」では2006年の開設から2007年5月現在までに、退居者13名を含め、18名の子ども達が利用しています。その18名のうち児童養護施設、児童自立支援施設等の施設経験者は14名を数えます。

高校中退や高校進学ができずに児童養護施設からそのまま措置変更により入居した子ども、施設退所後に家庭に引き取られるも不適切な環境のもと(虐待など)、生活が安定せず触法行為などにより補導され入居する子ども、施設退居後に自活生活を営むが離職したために経済的に困窮を

きわめホームレスのような状態にある子ども等入居理由は様々です。

施設での生活を経験しているという事は、何らかの理由により家庭が居場所として機能していなかった事を意味し、自立援助ホームを利用する経過を考えると、その状態は改善されず、今現在もその子ども達に適切な居場所が無かったという状況を表していると考えられます。

2) 取り組み

入居定員は6名で15歳から概ね20歳までの男子が生活をしています。入居期間は1年で、その間に自活できるだけの積み立て資金を貯えます。

子ども達には寮費として月3万円を負担してもらい、月3万円以上の積み立てを促しています。なかには100万以上の積み立てする子どももいますがなかなか簡単にはいかないのが現実です。

入居すると同時に自立支援計画を職員、子どもと一緒に考え、初期・中期・長期の目標を立てます。初期であれば就職する、中期では仕事を続け〇〇円貯める、長期では運転免許を取得するなどあまり難しいものでなく、目標は個々それぞれ違います。

自立援助ホームに入居するどの子どもも寮費を負担し、自活するための資金を貯えるわけですから、当然働く事が求められます。そのため、入居すると同時に就職活動に取りかかります。職員とともに職業安定所に出向き、どのような仕事があるのか、どのような求人があるのかを調べます。そして子ども達は自分がどんな職に就きたいかを考えたうえで、就職希望先を選び面接に挑みます。

職種としては高収入で体を使った仕事に魅かれるのと同時に、学歴は中卒、年齢18未満の求人の選択肢が限られるといった現実も重なり、土

木、内装、配管、解体、鳶など体を使った仕事を選択する子どもが多い傾向にあります。

就職活動としては職業安定所に向くことが基本となりますが、新聞の折り込みチラシ、無料の求人誌、入居者の紹介、なかには携帯のインターネットを利用して仕事を見つける子もいたりします。就職希望先が決まると、電話の対応の仕方から始まり、履歴書の書き方、面接の受け方などを教えます。すぐに採用される子もいれば、身だしなみや基本的な挨拶や受け答えができないがために、なかなか採用されない子どももいます。

そのとき職員は頭ごなしに改善を求めるのではなく、その失敗を見守り、なぜ採用されないかを一緒に考えていきます。その失敗を通じて「やっぱりこの髪型は駄目だろうな」「サングラスはまずいな」など子どもが自らを振り返り、次につなげる力を養っていくのです。

採用されると、いよいよ仕事の始まりです。朝早い仕事の子どもは、4時半、5時には起床しなければなりません。自主起床できる子どもは少なく、職員が声をかけます。仕事の始めたては緊張しているために、割とスムーズに起床できますが、仕事が続くにつれて、疲れもともない、起きるのが難しくなります。休みたいという気持ちに時に負けることもあります。

日中の仕事を終えると、「ただいま～疲れた」と帰宅してきます。夕食は、一日の仕事場での出来事が、会話の中心になります。「親方に注意されて腹が立った」と話す日もあれば、「一人で任されるようになった」と笑顔で溢れる日もあります。彼らが仕事場での経験を通じ、社会性が身についてきた、自信を得たなど、その会話、表情からも読み取る事ができます。

しかしながら、どの子も仕事が順調にいくのかと言えば残念ながらそうとはいえず、挫折する

子どもの方がむしろ多いのです。「仕事内容が自分には向いていない、次は〇〇をしてみたい」と色々な職種を経験したうえで一生の仕事を模索するといった積極的な離職もありますが、大半はそうではありません。自信を無くし仕事に行けなくなってしまった子、そもそも仕事に対しての意欲が薄い子どもなど、すぐには解決し得ない難しい問題を抱えているのです。

そのような問題に対して、カリヨンとびらの家ではどのように関わっていくのかを、ある少年の事例から考えていきたいと思えます（事例は個人を特定できないように、修正をしています）。

(2) とびらの家で大切にしていること

1) 子どものありのままを受け入れる

触法行為により親から引き取拒否をされたため、その受け皿としてとびらの家へ入居してきた16歳A君。A君は幼少期より親からの愛情が希薄で、乳児院、養護施設、児童自立支援施設へ措置されては家庭引き取りの繰り返しという生活を過ごしてきました。実父からは暴力を受け、継母は養育意思がないという環境の中、その満たされない気持ちを同世代の女性に向けている状況で傷害事件を起こしました。試験観察中の身であり、家庭裁判所の調査官からは就労する事を強く求められての入居です。就職先は登録制の日雇いを1日、その後鳶職に就きましたが、何らかの理由をつけては休むようになり無断外泊も含め生活リズムが乱れてしまったのです。当然会社からは解雇を言い渡され、働いた日数は一週間に満たなかったのです。そして、その後のA君は「仕事を探してくる」の言葉をあとに帰ってくることはありませんでした。そのような状況の中で私はいったい何を語りかけていたのか、など今となってよく振り返ります。就労や入居前から乱れていた生活リズムの改善を求めるといった働きかけ

が中心となり、彼の生い立ちやそれに関わる思いなどにはあまり考慮せずにいたと思います。そもそもなぜ働く事ができないのか、今どういった気持ちにあるのか、何を職員に求めているのか等に対ししっかり耳を傾け、そのままの彼を受け入れる必要があったのではないかと感じます。就労支援は単に「職安と一緒に出向き仕事の探し方を教える。履歴書の書き方、面積の受け方を説明する」などといった技術的な側面を支えるだけでは無いのだと痛切に感じました。

2) 居場所となる

自ら働くという明確な意志を持つ子どもは、ごくわずかであり、それをすぐに求めるのは、とても難しいことです。というのも、住む場所も、支える後ろ盾も無い、浮き草のような不安定な環境に置かれていた子ども達が「働く」という意欲までに達するには、時間がかかるからです。時には励まし仕事へと送り出す事もありますが、我々職員は「働きなさい」と叱咤激励に固執することはありません。職員が口酸っぱく働くように促しても、「働かされている」と子どもが受け止めてしまえば、意味の無い働きかけになり、むしろマイナスに作用してしまいます。前にも述べましたが、まずは衣食住を満たし、その子どもにとって安心できる環境を作ることを心掛けます。そして決して1人で生きているのではないことを実感してもらえるよう伝え続けていきます。少しずつでも良いので、「カリヨンとびらの家」が彼らにとって「居場所」として確立し、根付いて欲しいのです。

今まで就労が継続しなかった子どもが「ここに来て変わったと思う。怒られる事もあるけれど、職場の人から良くしてもらっている。今の仕事を続けようと思う。」とカリヨンとびらの家職員だけではなく、職場での出会いを通じ、自分は大切

にされているのだと実感できようになっていく子どももいます。なかには「彼女のために働くぞ」と、彼女との出会いから意欲が生まれることもあります。友人、恩師による何気ない一言により、その子どもの力を引き出す場合もあります。「働こう」と自ら発するその意欲は、その子どもに強く影響し、仕事も継続していく道が開かれていきます。

3) 誉める意義

また、誉めるということ積み重ねていくことも大切にしています。自分に自信がなく、自分のしたことに対して不安を抱いている子ども達が多いように感じます。生育歴の中で、養育者からしっかりと受けとめてもらったり、誉められるといった経験がなかったためか、誉められることに対し、あまり慣れてはいません。子どもによりますが、過去の武勇伝や栄光を華々しく話す時があります。もちろんその話の中には、その子が持つ自尊心がちりばめられているわけで、無碍には扱うことはしません。

それでも「〇〇で一番になった」など、特別な事をしなければ誉められないという感覚を捨て去って欲しいので、誉める内容はそうした大きな事ではなく、むしろ小さな事に注目していきます。例えば、朝の目覚めが良かった時、テレビを見ている時の何気ない発言、ご飯を残さず食べた時、一口でも食べた時、自分から何かを始めた・やめた時など例を挙げればきりがありません。なぜならば共に暮らすすべての生活が、誉める対象になり得るからです。そこで注意しなければならない点は、私たちは嘘をついてまで、事実と異なる事まで、誉めることは絶対にしません。それは大きな事ではなくも、大きく自分を見せなくとも、ありのままの自分で良いのだ、という感覚を培い、自分は受け入れられているのだと実感する

ことに繋がっていくからです。その実感を重ねていく事で、子どもがカリヨンとびらの家に根をはることができ、カリヨンとびらの家が居場所になり得るのです。

4) 寄り添い続けること

また、施設での暮らしを経験している子どもにとっては、前に在籍していた施設職員との関係やその暮らしから得た経験や出会いも大切です。「自分はここで育った。自分の地元は施設のある地」と施設での暮らしを肯定的に捉える事が出来ていると、自らの思いを発する力が強いように思えます。

「〇〇職員にはうるさく注意されたけれど、真剣に考え守ってくれた」「友だちもみんなしっかりやっている。俺も頑張らないと」など、大切に受け入れられている感覚が、様々な意欲を引き出していくのです。入居間もない頃は、悩み事を一切話せず、一人で苦しみ、そのストレスが限界に達した時、感情のコントロールが出来ずに自傷行為に及んでいた子どもが、ともに生活するにつれて、自分が抱える悩みや思いを少しずつではありますが語るようになります。それは日々のかかわりの中で、子どもと職員との間に関係が培われたためだと思えます。そしてトラブルを抱えた時には、自傷行為に走るのではなく、職員に相談し、ともに対処方法を考えられるようになっていくのです。

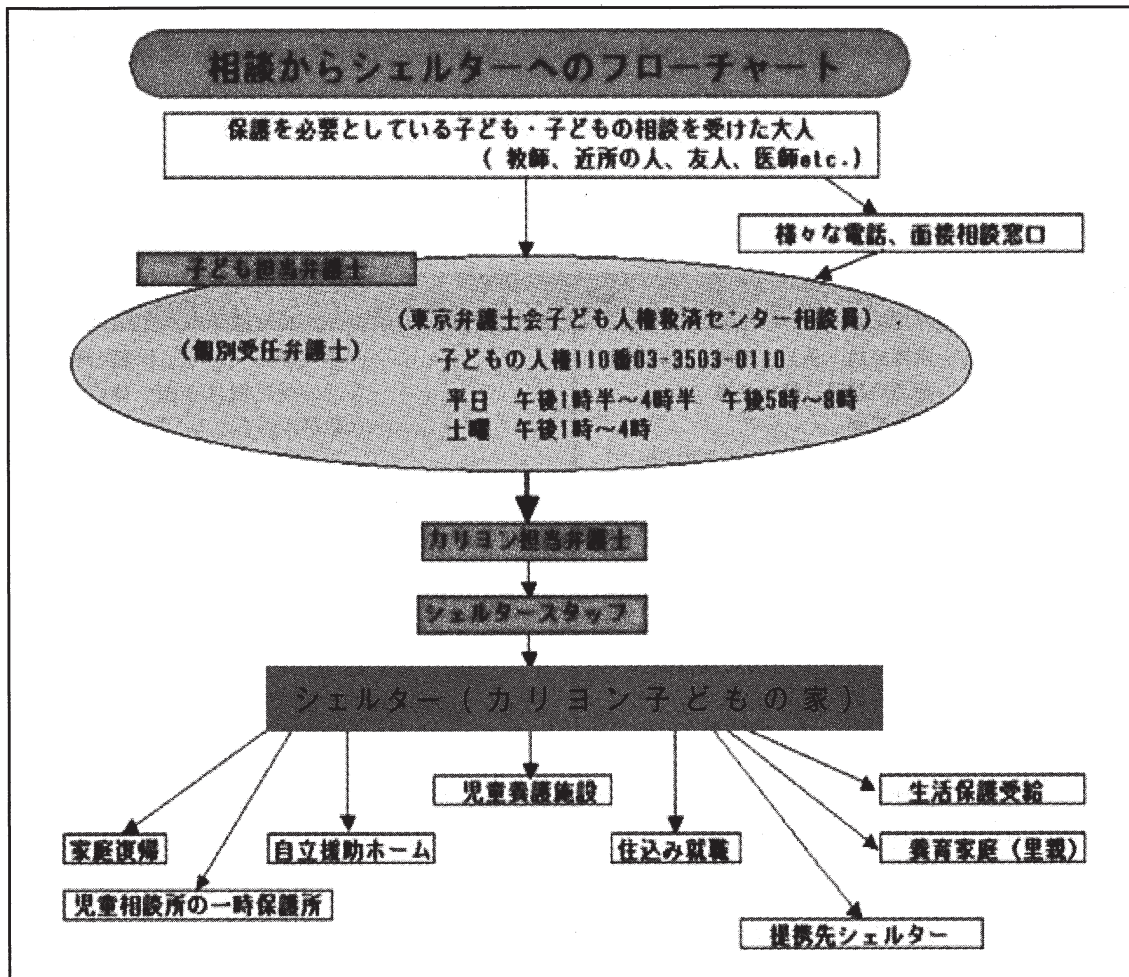
4. おわりに

とびらの家退居後の道筋として、積み立てたお金でアパートを借り、一人暮らしを始める子ども、住み込み就職をする子ども、ボクシングジムに入寮する子ども、一人暮らしをするが挫折し、とびらの家に再入居する子ども等個々さまざま

です。今までに大人たちと関係を築くことができなかった子どもが近況報告や悩みの相談を持ちよってきます。仕事が休みで遊びに来る子もいます。

あまりに深刻な子どもたちが持ち込む相談内容に対して、無力の時もあり、私たちとびらの家の限界を感じる時もあります。それでも、とびらの家が子ども達にとって退居したあとでも、居場所であることに変わりなく機能し続ける事は、子どもの自立支援にとって大きな意味を持つのではと考えています。

入居中の支援は、あくまで退居後の支援を持続するための潤滑油に過ぎません。可能性を秘めた子ども達の人生は、まだ始まったばかりで、今後続いていきます。私たちの関わりは、その子ども達の人生に対しほんの僅かな支えやきっかけに過ぎないかもしれませんが。しかしながら、子どもが関わりを求める限り、その関わりが断片的にならぬよう向き合い続けていく必要があると考えています。



(注1) 前田信一「カリヨン子どもセンターの活動について」
編集・発行 社団法人 子ども情報研究センター『はらっぱ』、NO271、2007年3月

(注2) カリヨンホームページ フローチャート

(注3) 平成18年度(第13回)全国自立援助ホーム連絡協議会 大阪大会 配布資料

(注4) 前田信一「カリヨン子どもセンターの活動について」
編集・発行 社団法人 子ども情報研究センター『はらっぱ』、NO 271、2007年3月

子どもの人権関係の報道と記録から…

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2007/03/02	<p>養護施設 子どもの数 地域格差 都道府県間で最大6倍 毎日新聞</p> <p>親の虐待や不在などの理由で児童養護施設などで生活する子どもの数が、1万人あたりで換算すると、都道府県間で最大6倍の開きがあることが、厚生労働省の調べでわかった。親と同居できない子どもを代わりに養育する「里親」に預けられる子どもでは12倍に上る。虐待などによる被害児童は急増しているが、受け皿の地域格差は、これまで注目されてこなかった。厚労省は、施設数や、子どもの入所先を決める児童相談所の積極性などで差が出ているとみて、格差の実態について調査の検討を始めた。</p> <p>それによると、施設の入所者が多いのは、高知、鹿児島、徳島で、少ないのは、新潟、千葉。里親家庭で暮らす子は、北海道、山梨、沖縄の順に多く、愛媛、石川の順で少なかった。</p> <p>同省によると、1万人当たりの入所児や里子が多い自治体は、受け皿が多く、現地の児童相談所も積極的に入所させていると見られる。</p> <p>施設入所児、里子と両方多い鳥取県は、全職員の給与を平均5%カットした財源で02年度から施設に助成してきた。</p> <p>社会福祉法人鳥取子ども学園園長は「(人数の格差は)行き先を決める児童相談所の判断の違</p>	<p>いを反映している。保護の必要な子の受け皿は全国一律の最低水準が求められる」と話す。</p>	
2007/03/07		2007/03/07	<p>公明党教育改革推進本部 いじめ、不登校に具体策提言 公明新聞</p> <p>公明党教育改革推進本部は、3月6日に「緊急提言・現場からの教育改革——希望が持てる教育へ——」を発表した。</p> <p>提言は、いじめや不登校、教育格差など教育生活現場の直面する声を精力的に聞き、まとめられた。対策の柱は、①「いじめ」に立ち向かう強い絆づくり②不登校をつくらない「安心サポート」体制③「パパママ・スクール」の推進④教育の機会均等のために公教育を充実、の4つ。</p>
		2007/03/08	<p>学ぶ意欲 低い日本 日中韓小学生調査 毎日新聞</p> <p>日本の小学生は中国や韓国の小学生よりも「学ぶ意欲」が低い。財団法人「日本青少年研究所」の調査で、学習を巡る子どもの意識に日中韓で大きな差があることがわかった。近年、子どもたちの学力低下が取りざたされているが、中韓両国に比べ「学力」以前の「意欲」の引くさが浮き彫りになった形だ。</p> <p>調査は昨年10～11月、3カ国の首都に住む小学4～6年生を対象に通学先の学校を通じて実施、</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>全員から回答を得た。対象は東京1576人、北京1553人、ソウル2120人。</p> <p>目指す人間像の一つとして「勉強のできる子になりたいか」と質問したところ、「そう思う」と答えたのは東京が43.1%だったのに対し、北京78.2%、ソウル78.1%といずれも7割を越えた。「将来のためにも、今がんばりたい」と考える小学生も、東京48.0%、北京74.8%、ソウル72.1%で、日本は将来に向けた学ぶ意欲が低くなっている。</p> <p>また、「先生に好かれる子になりたい」と答えたのは、北京60.0%、ソウル47.8%に対し、日本はわずか10.4%。教師への関心や尊敬の念も薄れているようだ。</p> <p>佐藤学・東京大教授(教育学)の話 高度経済成長期にはリンクしていた「勉強をすれば、いい仕事に就ける」という関係が、低成長時代の今は崩れてしまった。また、大人への信頼や権威が崩れ、大人たちが子どものモデルになっていないため、目標を見失い、さまよっているのではないか。</p>		<p>的に楽しければいい仮面的なレベルでの友達なのではないか」と分析している。</p>
<p>2007/03/08</p>	<p>日本の子ども 仮面友達？ 日中韓小学生調査 東京新聞</p> <p>日本、中国、韓国3カ国の小学生に、好きな友達について聞いたところ、「おもしろい人」と答えた児童の比率は日本が69.1%で一番高く、反対に「わたしのことをわかってくれる人」という回答は47.2%で日本が一番低いことが財団法人青少年研究所の調査で分かった。同研究所は「人間性の評価でなく、外形</p>	<p>2007/03/17</p>	<p>「不適切な関係」ウワサを調査 群馬県教委 公立校長に指示 毎日新聞</p> <p>群馬県教育委員会は16日、教師と教え子のわいせつ事件につながるような「不適切な関係」がないか調査するよう、全公立学校の校長に指示した。文部科学省初等中等企画課は「このような調査は聞いたことがない」と話している。</p> <p>校長は教師全員にアンケートか面談。他の教師に「教え子と親密すぎる」「必要以上に体に触れる」「校外で私的に会う」などのうわさや、保護者からの苦情がないかを調べ、件数と内容を28日までに県教委に報告する。調査結果は、内容に応じて緊急に対応し、4月以降に結果をまとめる。</p> <p>2007/03/17</p> <p>子どもの「心の診療」専門機関 全国に 厚労省検討会が報告書 日経新聞</p> <p>医師不足が指摘されている子どもの「心の診療」分野について厚生労働省の検討会は、都道府県に少なくとも1ヵ所は専門的な診療をする中核医療機関を設けることが必要とした報告書をまとめた。</p> <p>検討会によると虐待やひきこもりなどが深刻になるなか、子どもの心を専門に診療する医療機関は9都道府県13ヵ所にとどまる。専門に診療する医師も全国で70人弱しかおらず、医師も医療機関も足りない状況となっている。</p> <p>医師の育成では専門的に子</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2007/03/19	<p>どもの心を診療している医療機関で2-3年の研修が必要と明記。研修を受け入れる医療機関側には研修のための整備計画策定を進めるよう求め、各都道府県に対してはこれを支援する必要があるとした。</p> <p>発達障害抱える子の学習支援 幼と高は不十分 文科省調査 日経新聞</p> <p>学習障害 (LD) などの発達障害を抱える子どもに対する学校側の学習支援体制について、文部科学省が全国の公立校を調べたところ、幼稚園と高校で体制整備が遅れていることが19日、分かった。支援方法を検討する委員会を置いている割合が全体の3割前後にとどまったほか、個別の指導計画も十分に作られていなかった。</p> <p>発達障害にはLDや注意欠陥多動性障害 (ADHD) などがあり、ここ数年、教育現場で認識されるようになってきた。文科省は該当する子どもが増加する傾向にあると見ており、各地の教育委員会に今回の結果を通知し、体制整備をさらに進めるよう要請した。</p> <p>調査は2006年10月に実施。全国の公立の幼稚園と小中高校 (計約41700校) を対象に、発達障害を抱えた子どもに対する学習支援体制を聞いた。</p> <p>支援の基本方針を議論・検討する「校内委員会」を設置しているのは、小学校と中学校が95%前後だったのに対し、幼稚園は33%、高校は25%にとどまった。一人ひとりの障害の程度にあわせた個別の学習指導計画は、小学校で42%、中学校で30%が作成していたが、幼稚</p>	2007/03/20	<p>園では18%、高校では4%しか作られていなかった。</p> <p>文科省は「発達障害は単に落ち着きがないと見られるなど見過ごしも多く、学校でのきめ細かい実態把握と支援が重要」としている。</p> <p>再婚禁止、100日に短縮 自民PT 特例法に盛り込む方針 朝日新聞</p> <p>「離婚後300日以内に生まれた子は前夫の子」と推定する民法772条の見直しを検討する自民党プロジェクトチームは、女性が離婚後6ヵ月間は再婚できないとする「再婚禁止期間」を100日程度に短縮することを特例新法に盛り込む考えをまとめた。来週にも発足させる与党PTに提案し、今国会への議員立法での提案を図る。</p> <p>再婚禁止期間の規定は「女性だけに課せられているのは差別だ」などと批判が根強かった。法相の諮問機関・法制審議会の「短縮すべきだ」との答申を受けながら、自民党保守層の反対で10年間たなざらしになっていた問題が、300日規定問題に連動して動き出すことになった。ただ、与党内に慎重論は根強く、「今後の議論はスムーズにはいかないのではないか」との見方もある。</p> <p>再婚禁止期間には、前夫と現夫との「父」の推定の重複を防ぐ目的がある。ただ、民法772条は「離婚後300日以内は前夫の子」「婚姻成立後200日以内に出生した子を現夫の子」と推定。この2つの規定が重ならないようにするためには、再婚禁止期間は300日と200日の差の「100日」で十分だというのが、</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>自民PTの考え方だ。</p> <p>早川座長は「離婚には大変なエネルギーが必要とされるなか、女性の再チャレンジのチャンスを減らしている規定だ。女性だけにこの期間が残っていることが、そもそもおかしい」として、この機会に見直しを進める考えを示した。公明PTは「異論もある中で、子の問題を盛り込むのは(772条を見直す)特例新法の結論を遅らせることになるのではないか」として慎重な姿勢を見せている。</p>	2007/03/27	<p>親の接近禁止 明記 児童虐待防止 従わなければ罰金 毎日新聞</p> <p>超党派国会議員が策定を進めていた児童虐待防止法改正案の全容が判明した。虐待する親に対し児童相談所や知事が子どもへの接近禁止を命じたり、指導に従わない親に罰金を科すペナルティー制度を新設する。虐待の通告を受けた児童相談所には子どもの安全確認を義務付け、裁判所の許可状に基づく強制立ち入りも認める。児童相談所の権限と責任を強める内容で、改正案は27日の「児童虐待防止法見直し勉強会」(幹事・馳浩衆院議員)で示され、各党と衆院青少年問題特別委員会の論議を経て、今国会へ提出される。</p> <p>虐待する親からの子どもの保護は①一時保護②親が同意しての施設入所③家裁が承認した強制的施設入所—があるが、ペナルティー制度がないため、親が児童相談所の指導に従わず施設に押しかけるなどのトラブルもあった。このため改正案では①や②の場合は強制入所へ切り替えて親の面会通信を制限し、③の場合で指導に従わない親には罰金などの罰則を科す。さらに親に対し、つきまといなどを禁じる接近禁止命令を出せるようにする。</p> <p>児童相談所による強制立ち入りは、都道府県知事が親子に出頭を要求し、親が応じず虐待の疑いがある時、裁判所に許可状を請求、発布を得て行う。行政調査による居宅への強制立ち入りは、犯罪の立件を前提に行う以外のケースでは異例だ。また、死亡や深刻な虐待ケース</p>
2007/03/21	<p>幼児研究センター開設へ 中野区来月から 東京新聞</p> <p>地域の子育ての課題を探り、保護者らの不安に応えるため、中野区は4月から「幼児研究センター」を新組織として発足する。常勤の区職員に加え、外部から招いた研究者らで構成。家族のあり方が大きく変わるなか、これまでの発想にとらわれない、新たな施策を目指す。</p> <p>初年度は区内の子どもたちの生活や、育児の現状について実態調査を行い、課題の発掘に取り組む。次年度以降は、実態調査で浮かび上がってきた課題について、具体的な対応策を検討し、施策として提言する。</p> <p>区内の幼稚園や小学校と、地域の子育てネットワークのつなぎ役ともなり「総合的な幼児教育の拠点」となることも目指す。同区では、「急速に少子化が進展するなか、何が本当に有効な対策なのか、つかみきれていない実情がある。行政の大きな課題として取り組むため、幅広い研究をしていきたい」と話している。</p>		

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>の検証を自治体に義務付け、虐待児に対する心身の治療体制整備を、国と自治体の責務とする。</p> <p>虐待する親については、「親権停止」の措置も検討された。しかし、民法改正の議論がされていないため今回は見送られ、親権制度見直しを政府の検討課題として付記する。</p>		<p>の計105人が定員。親の入院や育児疲れで一時的に保育が必要になった児童を預かるサービスも手がける。</p> <p>世田谷区代田の「羽根木こども園」も、学校法人が運営する。3-5歳児が対象で、園内の保育所と幼稚園の定数はそれぞれ野沢こども園と同じになる。</p>
<p>2007/03/29</p>	<p>認定こども園 都内3ヵ所発足 幼児教育・保育ともに 日経新聞</p> <p>東京都は4月1日、保育所と幼稚園の機能を併せ持った新施設「認定こども園」を都内3ヵ所で発足させる。新宿区と、世田谷区の2ヵ所で、それぞれ都が認定した区や民間の学校法人が運営にあたる。幼児教育と保育を同じ事業者が提供し、子育てへの多様なニーズに応える。</p> <p>認定こども園の制度は、昨年10月に施行。園の開設には都道府県の認定が必要で、都内では初の開設例となる。これまで働いている親の子どもは保育所に通わせるなど、両親の就労の有無で保育所や幼稚園の利用に限定があった。こども園は「親の就労の有無にかかわらず子どもを受け入れる」(東京都)のが特徴だ。</p> <p>新宿区が同区四谷に開設する「四谷子ども園」は0歳から5歳までの児童を受け入れる。定員は162人。0-3歳が同園内の保育所、4-5歳が幼稚園に通う。</p> <p>学校法人が世田谷区野沢で開業する「青葉学園野沢こども園」は3-5歳の児童を受け入れる。保育所は60人、幼稚園45人</p>	<p>2007/03/29</p>	<p>子どもの安全守る方策 文科相、中教審に諮問 日経新聞</p> <p>伊吹文科相は29日午後を開く中央教育審議会の総会で、子どもの安全や健康を守るため学校全体で取り組みを進めるための方策を諮問する。中教審は諮問を受け、具体策の検討に入る。</p> <p>伊吹文科相は諮問の理由について「学校の内外で子どもが犠牲になる事件、事故が起きており、地域ぐるみで子どもの安全を守る生活環境が必要だ」と指摘。朝食を食べない子の増加や偏食、子どもが一人で食事をする孤食といった問題も挙げて「食育について学校が積極的に取り組むことが求められる」とした。中教審は今後、通学路などでの安全確保に学校が果たす役割や、給食での食育促進などを議論する。</p>
		<p>2007/04/06</p>	<p>熊本市「赤ちゃんポスト」許可 法令違反と言えず 東京新聞</p> <p>親が育てられない新生児を匿名で受け入れようと、熊本市の慈恵病院が計画している「赤ちゃんポスト」(こうのとりゆりかご)について、同市の幸山政史市長は5日、同日付で設置を許可したと発表した。ドイ</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2007/04/06	<p>ツなど欧州を中心に同様の取り組みが既にあるが、国内での本格的な施設は初めて。同病院は近く工事を始め、早ければ今月末にも運用を始める。</p> <p>「命を救うための緊急措置」と評価する声がある一方、「捨て子の助長につながる」との批判も根強く賛否両論は分かれている。市は赤ちゃんを置く行為が保護責任者遺棄罪に当たらないかなどを国に確認したうえで許可を判断。「(設置が)ただちに関係法令に違反しているとは言いきれない。許可しない合理的理由はない」としている。</p> <p>市の許可を受けて厚生労働省は同日、「子どもを置き去りにする行為は本来あってはならない」として、出産や育児に悩む人向けの相談窓口の周知を図るよう、都道府県などに緊急に通知した。</p> <p>慈恵病院が計画する「ポスト」は、病院の外壁の扉を開け、温度などを保った台に赤ちゃんを匿名で預けられる設備で、赤ちゃんが置かれると警報でスタッフが駆け付ける。</p> <p>「やむを得ない」「制度充実を」赤ちゃんポスト許可 「事故時」「親探し」問題点も読売新聞</p> <p>親が養育できない新生児を匿名で託す「赤ちゃんポスト」の設置が5日、熊本市の慈恵病院で国内で初めて許可されたことを受け、専門家からは「やむを得ない措置」としながらも、「女性が育児に困らぬ社会づくりが先決」としている。</p> <p>女性の「性と生殖の権利」を支援する「女性ヘルプネット</p>	<p>ワーク」の代表は「女性が望まない妊娠は多い。ゆりかごに託すことはギリギリの決断で、児童相談所の機能や養子縁組制度が充実していれば、医師が設置に踏み切る必要もなかったはずだ」と指摘。児童養護施設「山口孤児院」(山口市)の前施設長も「緊急避難としてやむを得ない。新生児は母親と一緒にいることが大切で、母親を含めて保護できるシェルター(避難所)が必要」と話す。</p> <p>また、お茶の水女子大学子ども発達教育研究センターの榊原教授は「ゆりかごの利用・運用状況をきっちり検証していくことが不可欠だ」と話している。</p> <p>熊本市は「法令違反はない」と判断したが、運用されると問題が生じる可能性もある。新生児が預けられると、熊本県警は保護責任者遺棄罪にあたりないかを捜査する。県警は「個別に精査し、法と証拠に基づき調べる」と説明している。</p> <p>新生児が室温維持装置の故障などでなくなった場合、病院に点検を怠っていたなどの過失があれば「病院が業務上過失致死罪に問われることもある」(元最高検検事の土本武史・白鷗大法科大学院教授)という。</p> <p>また、子どもが後に自分の親を知りたいと考えても、吉岡睦子弁護士は「親を探し出す手段はほとんどない」と指摘。「周囲の愛情で、子どもが『血縁がすべてではない』と思うようになるのが大切」と話している。</p> <p>安倍首相は5日、「置き去りにすることは許されないと思う。政府としては、(ゆりかごを)一般的に認めるものではない」と述べた。</p>	

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2007/04/06	<p>300日問題 医師証明で出生届受理 法務省通達へ 再婚禁止期間短縮見送り 読売新聞</p>	2007/04/08	<p>「主権者教育」 小中高で充実 18歳選挙権 在校中投票も考慮 政府方針 社会科などで心構え 東京新聞</p>
	<p>法務省は5日、離婚から300日以内に出生した子どもを一律に「前夫の子」とみなす民法規定(嫡出推定)について、離婚後に懐妊したことが医師の証明書で確認できれば、戸籍窓口で実際の父親の子として出生届を認める方針を固めた。月内にも市区町村に民事局長通達を出す。</p>		<p>政府は7日、投票年齢を20歳以上から原則18歳以上に引き下げる国民投票法案の成立のめどが立ったことに伴い、小・中・高校で、主権者として政治参加の重要性について理解させる「主権者教育」を充実させる方針を固めた。政府の教育再生会議が5月に提出する第2次報告に、具体的な提言として盛り込みたい意向だ。</p>
	<p>通達は、市区町村の戸籍窓口での届け出時に、医師の証明書を添付すれば、「再婚相手の子」か、再婚していない場合は「非嫡出子」として出生届を受理する。証明書の書式や内容は、厚生労働省、医療関係団体と調整する。</p>	2007/04/10	<p>不登校生ら再出発 東京シュールレ葛飾中 授業時間を減らし自主性育む 朝日新聞</p>
	<p>この問題では、与党の「民法722条見直しプロジェクトチーム(PT)」が、法務省通達の内容に加え、再婚した女性については懐妊時期が明確でなくても、出産後のDNA鑑定で証明できれば再婚相手の子として認める特例措置も盛り込んだ議員立法を目指している。しかし、法務省は、民法の改正や嫡出推定へのDNA鑑定導入には消極的で、まずは戸籍事務の運用を弾力化することにした。</p>		<p>不登校の子どもたちのための私立中学校「東京シュールレ葛飾中学校」が開校し、9日、入学式にあたる「はじまりの会」が開かれた。入学・編入した生徒は84人。子どもの負担を軽くするために授業時間数を減らし、生徒たちが生活のルールを決める「自分たちでつくる学校」が動き出した。</p>
	<p>一方、自民党の中川政調会長は5日、PTの早川座長と会談し、この問題に関連してPTが検討している、再婚禁止期間の離婚後180日から100日への短縮は当面、見送ることを決めた。中川氏は「再婚禁止期間の短縮は、夫婦別姓制度導入などと一体の民法改正の話だったはずだ。短縮案だけ切り離すのが妥当なのか」と述べた。</p>		<p>不登校の子どもへの支援に取り組んできたNPO法人「東京シュールレ」が国の構造改革特区制度を利用し、学校法人を設立。校舎は、01年に廃校になった区立松南小学校の施設を区から借り受けた。昨年11月、都から中学校として認可を受けた。</p> <p>年間授業数は学習指導要領で980時間と定められている</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>が、770時間で認められた。英語、数学、国語は各学年で授業を受け、他教科は3学年混成の「ホーム」と呼ばれる28人学級で勉強する。</p> <p>道徳と特別活動の時間を統合した「コミュニケーションタイム」もつくる。子どもたちに自ら学校生活のルールをつくってもらおう方針だ。</p> <p>「子どもたちがいやすく感じ、安心して通える学校にしたい」と校長の奥地圭子さん。</p>		<p>保護でカバーしている基礎的な支出で見ると、子ども1人の母子世帯は、低所得層で月7万9千円、中間の層でも11万8千円。母子加算を加えた生活扶助基準の13万8千円（いずれも99年度のデータ）の方が高いというのだ。</p> <p>安倍首相は国会で「生活保護を受けている母子世帯と受けていない母子世帯の公平性確保という観点からの見直し」と繰り返した。</p>
2007/04/10	<p>自衛隊、東大、空港…職場に保育 働くママ支援 イメージアップ/人材確保図る 産経新聞</p> <p>自衛隊、東大、空港…。企業内の保育所設置がなかなか広まらない中、4月から、こうした職場や研究機関に続々と保育園が開園された。働く母親を支援する保育所が、女性労働力を確保するうえで大きなアピール材料になっている。</p>	<p>しかし貧困層の広がりに合わせて最低保障を引き下げていったいいのか。（これまで生活保護と母子加算を受けていた）母親は「そもそも生活保護を下回る生活の人たちが増えていることこそ問題なんじゃないでしょうか」と疑問を投げかける。</p> <p>バランス論と並んで厚生労働省が強調するのが、「現金給付よりも自立支援を」という考え方だ。</p>	<p>しかし貧困層の広がりに合わせて最低保障を引き下げていったいいのか。（これまで生活保護と母子加算を受けていた）母親は「そもそも生活保護を下回る生活の人たちが増えていることこそ問題なんじゃないでしょうか」と疑問を投げかける。</p> <p>バランス論と並んで厚生労働省が強調するのが、「現金給付よりも自立支援を」という考え方だ。</p>
2007/04/11	<p>今月から生活保護の母子加算廃止 見えぬ自立への道筋 朝日新聞</p> <p>生活保護を受けているひとり親家庭に支給される母子加算の廃止が4月から始まった。生活保護を受けていない世帯とバランスをとるという理由だが、「もっと苦しい人がいるから」と最低生活保障のラインを下げてゆけばセーフティネット（安全網）は底が抜けかねない。一方、政府が掲げる母子世帯の自立や生活底上げの道筋が見えないままだ。</p> <p>加算廃止の根拠になったのは、生活保護を受けていない母子世帯とのバランス論だ。生活</p>	<p>同省は03年度から、一般の母子家庭に対する就労支援などを強化。これと引き換えに、低所得の母子家庭への児童扶養手当（月9850～4万1720円）を来春から減らす方針だ。</p> <p>母子加算の廃止も自立支援重視の流れに沿ったもので、代わりに、仕事をしている人には月1万円、職業訓練を受けている人には同5千円の「就労促進費」を支給する制度を新たに設けた。</p> <p>しかし、厚生省の調査では、母子家庭で既に仕事に就いている親は8割にのぼり、生活保護受給世帯でも半数を占める。問題は多くがパートなど不安定な雇用で給与水準も低い点だ。</p>	<p>同省は03年度から、一般の母子家庭に対する就労支援などを強化。これと引き換えに、低所得の母子家庭への児童扶養手当（月9850～4万1720円）を来春から減らす方針だ。</p> <p>母子加算の廃止も自立支援重視の流れに沿ったもので、代わりに、仕事をしている人には月1万円、職業訓練を受けている人には同5千円の「就労促進費」を支給する制度を新たに設けた。</p> <p>しかし、厚生省の調査では、母子家庭で既に仕事に就いている親は8割にのぼり、生活保護受給世帯でも半数を占める。問題は多くがパートなど不安定な雇用で給与水準も低い点だ。</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>残業や休日出勤が難しいため、安定した仕事に就けないという悪循環。厚労省の自立支援は就労支援と能力開発が大きな柱だが「仕事でも資格のための勉強でも、その間、子どもをどうするかという問題にぶつかる。そこを解決してもらわない」と訴える。</p> <p>5年ごとに行っている母子世帯の全国調査によると、98年から03年の間に、臨時雇いやパートは38%から49%に増え、正社員などの常用雇用は逆に51%から39%に減った。働いて得た平均年収は、03年の調査で162万円にとどまっている。</p> <p>「格差」を固定させないためにも、使いやすく実効性のある自立支援策が求められている。</p>		<p>じめや暴行については、積極的に警察当局に告発する方針で、今年7月からは、韓国内の5か所の少年院を「教育センター」として改築し、加害者の生徒を集めて教育を施す予定だ。</p> <p>同省は「徹底した対策が必要だ」と意気込むが、現場の教師からは「効果があるのか」などと疑問の声も上がっている。</p>
<p>2007/04/11</p>	<p>いじめに警官出動 韓国の小中高校 身辺保護／OBが常駐 読売新聞</p> <p>韓国政府は4月から、社会問題化している小中高校での校内暴力やいじめに対処するため、いじめ被害に遭うおそれがある生徒を警察官が警護する「身辺保護サービス」に乗り出した。学校に元警察官を常駐させる「学校の守護者制度」も導入し、韓国教育人的資源省は「これでいじめや校内暴力を根絶できれば」と期待を寄せている。</p> <p>韓国警察庁によると、昨年、いじめや校内暴力で警察当局に検挙された小中高校生は計6267人に上るといふ。</p> <p>「学校の守護者制度」も、既に韓国各地の約100校が利用し、約200人の守護者が配置され、校内でいじめや非行に目を光らせている。</p> <p>教育人的資源省は悪質ない</p>	<p>2007/04/12</p> <p>先生、アレルギー対策急いで！ 鼻炎10人に1人 ぜんそくは5.7% 全国公立校の児童・生徒 東京新聞</p> <p>文部科学省は11日、全国の公立学校の児童生徒のアレルギー疾患に関する初の全国調査の結果を公表した。アレルギー疾患を抱える子どもが1クラスに複数いる状況が明らかになった。</p> <p>同省は「アレルギー疾患はまれな疾患ではなく、疾患のある生徒がいることを前提にした取り組みが求められる」とし、医師の診断を基に、体育や掃除当番の留意事項などを個々の児童生徒ごとに把握する仕組みづくりに着手する。</p> <p>アレルギー性鼻炎やアトピー性皮膚炎については取り組みが進んでいない。アレルギー性鼻炎・結膜炎の児童生徒に対し、ほこりを吸い込んだりすることが比較的少ないふき掃除など、掃除当番で配慮していると答えた学校は15.0%にとどまった。</p>	<p>2007/04/15</p> <p>中国人学生 低いビザ交付率 東京新聞</p> <p>日中関係が良好化し、中国では「日本留学ブーム」の兆しが始まった。ただ、外国人犯罪の</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>増加などを背景に厳格化したビザの取得で、中国人学生に対する交付率は4割弱と依然、低い。あいまいな不交付理由に、学生や家族の不満が高まっている。</p> <p>(日本にある日本語)学校が共同して行った調査によると、今春4月入学の中国人は約1万3千人が在留資格認定証明書を申請し、交付率は38%強にとどまる。外国人犯罪の増加が指摘された3年前から、不法残留率の高い中国人などの審査は厳しい。</p> <p>それでもビザの申請は右肩上がりで増え続けている。上海の総領事館の管轄地域だけで、去年は、5年前の3倍近い約16万人分を交付。領事館は「不交付の理由は、行政手続法に基づき、個別、具体的には言わない」としている。</p>		<p>ら着手した。子ども用だけでなく、先生用の指導書もある。</p> <p>算数では、絵を多用し、視覚で数や足し算引き算の概念が分かるようにし、先生向けにポルトガル語用語集も付けた。</p>
<p>2007/04/15</p>	<p>外国人の子ども向け教材 東京外大 まずポルトガル語で 朝日新聞</p> <p>日本語がよくわからない定住外国人の子ども向けの教材づくりを東京外国語大学が進めている。4月にまず、最も多いブラジルから来た児童向けの算数と漢字の教材をネット上で無料公開し始めた。各地の先生に意見を寄せてもらい、改良していく計画だ。</p> <p>文部科学省の調査によると、公立の小・中・高校に在籍する外国人のうち日本語指導を必要としているのは05年時点で約2万7000人まで増えた。うち、ポルトガル語を話すブラジル人が約4割を占める。</p> <p>生活や、全教科の基本となる小学校低学年の算数と漢字か</p>	<p>2007/04/17</p>	<p>学力テスト 差し止め申し立て 京都の小中学生「国家の不当介入」 毎日新聞</p> <p>小学校6年生と中学3年生を対象に24日実施される全国学力・学習状況調査(全国学力テスト)は「プライバシー権を侵害し、家庭教育への国家の不当な介入で違憲違法」として、京都市と京都府田辺市の市立小、中学校の児童生徒9人が16日、各市を相手に実施差し止めを求める仮処分を京都地裁に申し立てた。同テストを巡る法的訴えは全国初という。</p> <p>同テストは学校ごとに行われ、「教科調査」と、生活習慣や学習環境を聞く「質問紙調査」の2種類。いずれもクラス・出席番号を記入させ、小学校では氏名(例外規定あり)も書かせる。問題の発送・回収や採点、学校などへの結果提供を、小学校はベネッセコーポレーション、中学校はNTTデータが担当する。</p> <p>申し立ては「出席番号で個人を特定できるほか、膨大な個人情報を受験産業に流されたり、国に集積されるのは個人情報保護法と憲法13条に違反する」と指摘。去年の予備調査では、家にある本の冊数などプライバシーにかかわる設問があり、「国家による家庭教育への支配加入で、教育基本法と憲法26条に反する」と主張している。</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2007/04/20	<p>ブラジル人学校経営難 本国認可校の閉鎖相次ぐ 読売新聞</p> <p>国内にあるブラジル人学校のうち、ブラジル教育省が認可した学校が、経営不振から相次いで閉鎖に追い込まれている。日本の公立校になじめなかった児童・生徒たちの受け皿の役割も果たしてきただけに、識者から自治体による財政支援などを求める声が出ている。</p> <p>在日ブラジル大使館などによると、ブラジル人学校は日本で働くブラジル人の増加に伴い、1990年代後半から設立され始めた。ポルトガル語で授業をするため言葉の問題はないが、帰国後には母国の学校に編入する際、履修暦が役に立たなかった。</p> <p>このため、同教育省はカリキュラムなどが本国の学校設置基準を満たしているブラジル人学校を認可校とする制度を2000年から導入。本国と同等に取り扱うこととし、これまでに愛知、岐阜、滋賀などの11県で56校を認可した。</p> <p>ところが、同大使館がその後の状況を取りまとめたところ、今年1月までに長野、愛知、静岡の3県の計8校が閉鎖していた。</p> <p>理由は経営不振が大半。親が失業や転職して転居するケースが多く、児童・生徒を安定して確保することが難しいうえ、無認可校との競合もあって、経営基盤が安定しにくい、という。</p> <p>公立校側は、日本語を十分に使えない子どものために教材開発などに取り組んでいる。しかし、なじめず、登校しなくな</p>	2007/04/26	<p>る子どもも少なくない。ブラジル人学校はこうした子どもの受け皿になっているが、無認可を含めても全国で約100校しかなく、親の意識や経済的事情から就学していない子どもも相当数いると見られる。認可校の閉鎖が続くと、就学機会を失う子どもがさらに増えかねないという。</p> <p>子どもポルノサイト根絶を 都内で国際シンポ スウェーデン 主要接統業者が閲覧遮断 東京新聞</p> <p>インターネット上に氾濫するわいせつ画像は、激しさを増すばかりだ。18歳に満たない子どもたちを被写体にした動画や写真も多い。こうした中、ネットで流通する子どもポルノの根絶をテーマにした国際シンポジウムが東京都内で開かれ、対策などが話し合われた。</p> <p>子どもの性的虐待や裸などの画像がネットで流れるのは、世界に共通する問題だ。「子どもポルノサイトの根絶に向けて」と題した国際シンポジウムが3月29日、在日スウェーデン大使館であった。</p> <p>席上、スウェーデンでネットの主要接統業者が2年前から実施している「閲覧遮断（ブロッキング）」の取り組みが紹介された。</p> <p>ホットラインを開設するNGO「エクパット・スウェーデン」が、問題サイトを警察に通報。警察は一覧を作って接統業者に提供する仕組みだ。現在、遮断の処理件数は毎日約3万件に上るといふ。</p> <p>これまで画像から30人の被害者を特定した国際刑事警察</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>機構事務総局の捜査官は、「被害者に焦点を当ててほしい。被害者を特定すれば犯罪者も特定できる」と指摘。一度ネットに載った画像は完全には消去できないため、「大きくなって職場の仲間が見つかるかも、と悩むなど、被害者の傷は深く、長く続く」と説明した。</p> <p>スウェーデン国家犯罪警察の捜査官も、「子どもの虐待画像を見ることは幻想を膨らませ、実際の虐待を誘発すると考えている」と話した。</p> <p>昨年6月、(日本の)警察庁がインターネット協会に業務委託して「インターネット・ホットラインセンター」を開設。違法・有害情報の通報を受け付け、摘発や削除につなげていることなどを紹介した。</p> <p>だが、投稿型の画像掲示板への対処は難しく、センターが削除を要請した場合の接続業者の対応にも差がある。会場では接続業者から「国内法が整備されていない状況では、対応に限界がある」との声が上がった。</p>		

●いんぷおめーしょん/子どもの人権連 No.108 /2007年5月号 2007年6月1日発行

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

◆発行&編集人

子どもの人権連事務局

◆事務局

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F

TEL・FAX 03 (3265) 2197 e-mail:kodomo@jtu-net.or.jp

URL:<http://www.jinken-kodomo.net/>

郵便振替 / 00180-8-18438 (子どもの人権連)

年会費=個人(1口) 5,000円、団体(1口) 10,000円
